

259. 湖国における近世地瓦の状況 について（湖南編）

1. はじめに

前回、湖南に位置する旧栗太郡の近世地瓦の展開状況について、社に残る記銘瓦を基に考察を試みた^①。

結果として、旧栗太郡の近世地瓦の誕生は18世紀前期にあり、地瓦の生産に携わった造瓦集団も明治初期までに都合3回の交替が認められ、中でも18世紀後半の「第2画期」に位置する造瓦集団は、瓦の分布状況、或いは記銘された職名変化等により、瓦の組織化、いわゆる「仲間」組織に類似した組織の形成が図られた可能性を指摘した。

今回は、前回と同様の方法で、行政区分的には旧栗太郡と旧野洲郡に位置する守山市における地瓦の展開状況について触れると共に、前回、考察できなかった旧栗太郡の造瓦組織について検討するものである。

2. 守山市域における近世地瓦の展開状況

守山市については、前記したように一部、旧栗太郡に属しているため、前回の報告と重複している部分が存在するが、今回は、それらを含めて守山市域の状況について述べることにする。

守山市域における近世地瓦（記銘あるもののみ）の分布状況は、表ならびに図1の如くとなり、内陸に位置する市街地周辺の勝部、古高、二町地区では、旧栗太郡の在地瓦師である行岡氏（第1画期）や木村氏（第2画期）がそれぞれ、瓦の生産供給を行っている状況を看取できる。

一方、湖岸部に位置する服部、小浜、赤野井といった地域では、八幡、大津、或いは京都といった郡外ならびに他国の瓦師による瓦の供給を認めることができる。以上の状況は、旧栗太郡における状況と同様のものであるが、旧栗太郡における状況と大きく異なる点は、在地瓦師の手による瓦の供給が認められない点である。守山市域には欲賀地域に瓦師の存在が確認されているから、当該地区が全くの近世期の造瓦の真空地帯であるとはいえないが、上記の状況が看取できる点は、石部宿と同様、在地瓦師の誕生が遅れた結果によるものと考えられ、如何に旧栗太郡の造瓦集団による瓦生産が周辺地域の造瓦集団誕生に影響を及ぼしていたかを知る好例であるといえよう^②。

a. 赤野井別院（福正寺）の記銘瓦

赤野井別院の名を有し、浄土真宗本願寺派に属する福正寺は、現在でも東面する大伽藍を誇っている。寺伝によれば、現在の寺本堂は、宝暦二年より石搗を始め、同四年に屋根裏板造成就とあり、建築様式上でも、その年代は妥当とされている^③。

一方、今回の調査で明らかとなった記銘瓦には、宝暦八年（1758）のものが認められることから、本堂の竣工はさらに4年の歳月を要していたことが判る。（表1）

この瓦を製作した三九郎は、銘によれば金勝中村（現栗東町中村）の住人であるが、彼の居住地である中村には、同時期の瓦師である井上氏が存在している。井上氏は、居住地である金勝地区を中心に隣接する石部宿にも足跡を残すなど、活発な造瓦活動を展開しているが、一方の三九郎の足跡は当該地では皆無であることから、彼の活動は居住地を離れた郡外の活動を中心としたものであることが考えられる。この三九郎の銘瓦により、近世栗太郡の造瓦集団ならびに瓦師には、居住地を中心に活動を行う者（定住瓦師）と居住地外で活動を行う者（移動瓦師）の2形態が存在することが明らかとなったのである。

b. 定住瓦師と移動瓦師

一般に、近世中期以降における大工世界では、それまで認められていた、いわゆる「寺抱え」の大工の存在は特殊な事例となっており、原則的に自己の居住地を中心とする活動に変化していた。また、時として郡外や他国の大工が造営に参加したとしても、造営の中心的役割を担うことは無かった^④。

一方、地瓦の世界では、在地瓦師の誕生以前は郡外、或いは他国の瓦師が瓦の供給を図っているが、栗太郡ならびに甲賀郡石部町宿において見られるように、在地瓦師誕生以降は、郡外の瓦師の活動は極めて抑えられたものとなっており、特に栗太郡においては、瓦師の組織化が図られた第2画期段階では、個々の販路の取り決めが為されるなど、内部の規制が強化されている。

このような状況の中で、中村に居住する三九郎が郡外の造瓦に携わったのは、彼が自発的に郡内の「仲間」加入を拒否したか、或いは栗太郡内の造瓦集団が個々の権益保護の為に彼の「仲間」加入を拒否したか、そ

のいずれかに因るものと考えられることができるが、集団内の規制強化の方向にある当時あっては恐らく後者が強く作用していたと考えられ、結果として彼は郡外の活動を余儀なくしたのではなかろうか。

その場合、彼は直接、福正寺に雇われた臨時の瓦師であり、工房や瓦窯は、雇われた地に設けたものと推測される。事実、三九郎が後年製作した同寺の瓦には「釜本」と記されていることからみて、宝暦八年の段階でも、福正寺境内に多分に仮設的性格ではあろうが、彼の造瓦に関する諸施設を設けた可能性は高いと言える。一方、中村に定住する瓦師である井上氏は、居住地に窯および工房を設け、恒常的な造瓦活動を行っている^⑤。この両者の違いは、単に移動と定住という、活動のスタイルの違いに留まらず、両者の経営基盤ならびに経営方針等、組織の基本的性格にまで係わる重要な違いである。

すなわち、三九郎を代表とする渡職人とでも称すべき移動瓦師は、造瓦の対象を発注者のみの限定的なものとしているのに対し、定住瓦師のそれは、居住地を中心に不特定多数の依頼者を対象としている。加えて、前者は自己の活動を維持するために活動領域を広範囲に設定せざるを得ず、しかもその活動は多分に漂泊的にならざるを得なかったことからみれば、移動瓦師(渡職人)は定住瓦師と比べて、前時代的性格が極めて濃いことが指摘できるのである。

一方、宝暦年間における福正寺本堂の造営は、作風から八幡の高木作右衛門の手によるものと考えられている^⑥。彼の手による造営に、八幡の瓦師ではなく、渡職人である三九郎が参加している状況、或いは湖岸部における瓦の分布状況などからみた場合、近世後期において、大工組織と瓦組織との関係はそれほど密接なものではなく、また、造瓦組織内における規制も大工組織と比べた場合、比較的緩やかなものであったとみて良いと思われる。その背景には、造瓦産業が急激な需要の高まりを受けて発展する新興産業的性格を多く含んでいる点を指摘できよう。これに対し、この後、従来の販路や権利を蚕食される形の御用瓦師や造瓦仲間が、自己の特権保護や新規業者の規制を訴える行為は、これまでの寡占状態で自己規制の緩やかであった造瓦組織の反動としてとらえられるのではなかろうか。

3. 旧栗太郡の造瓦組織

前回では、「瓦大工」、「瓦師」、「瓦屋」の3職名について検討し、旧栗太郡の造瓦組織化ならびに、一瓦屋の規模が3乃至4名程度の小規模なものであることを示した。しかし、一瓦屋内における組織や栗太郡における造瓦組織全体における各瓦屋の関係などは未だ解決できていない大きな問題である。

例えば、前記した福正寺の造瓦に当たった京都大佛

の瓦士森田氏と小倉田某氏との関係は、銘の内容から、森田氏が棟梁であり、小倉田氏は瓦の製作に実際に携わった瓦師(細工人)と見なすことができる。この場合において両者は徒弟的位置関係にあると見なす事ができ、後述する栗太郡の造瓦組織が身内による活動を専らとしていたのとは対象的である。

a. 各造瓦組織の構成

前記で触れたように、栗太郡の造瓦集団は、3名前後の小規模なものであり、同姓で占められていることからみても、身内による家内労働による運営だったとみて良い。以下、栗太郡における特徴ある造瓦集団について検討を加えてみたい。

【西田氏の場合】

西田氏は、栗太郡在地瓦師のうち、第2画期に活動をしていた瓦師であり、弥左衛門、市(一)正左衛門、吉右衛門がその名を銘瓦に留めている。

いま、彼らの作成した瓦の銘文から特徴あるものを抽出し、彼らの関係等について見ていくこととしよう。

1. 常盤・志那・極楽寺例

a. 天明四年/甲辰霜月/小平井村瓦師/西田市正左衛門

b. 江州栗太/瓦師西田弥左衛門(花押)

2. 笠縫・川原・最勝寺例

a. 寛政十一年/巳未三月五日/小平井村/西田弥左衛門義次

b. 河原村最勝寺/本堂棟瓦/全人瓦師/西田市正左衛門義勝

まず、1についてであるが、この場合、花押がbの弥左衛門のみに刻まれている。この他にも、笠縫・集・観音堂例における銘文にも同様のことが認められるが、この場合は、市正左衛門にのみ花押が刻まれている。

このケースでは、いずれかに花押が刻まれ、共に花押が刻まれることはない。この点から、このケースは共同の造瓦活動における主副を表したものと理解することができ、この場合の花押はその主副を示す記号であると見なすことができる。

つづいて、緯が刻まれた2のケースは、1とは異なり両名ともに緯が刻まれている。このことから、緯は花押のように主副を示す文字ではないことが理解できるが、一見すると造瓦の主副を表わしていないように見えるこの銘文においても、市正左衛門に付された全人という文字に造瓦活動の主副を見いだすことができる。

このように、共同による造瓦活動では、作業の主副が存在し、関係が銘文に反映していることが明らかとなった。この点に留意しながら、次に造瓦集団である西田氏の組織構成についてみてみよう。

いま、西田氏の3名の瓦師について、活動期間、花

押等のサインの有無についてみると図2の如くなる。

この図から、西田氏を構成する吉右衛門のみが、花押、緯、藤原姓を有しておらず、残る2名とは性格的に異なることが指摘できる。加えて、弥左衛門と市正左衛門がともに左衛門という名を共有し、吉右衛門ひとりだけが右衛門を名乗っている点からも、吉右衛門の組織内での特異性が窺える。先に提示した、彼らの活動期間と共に検討を加えた場合、弥左衛門が組織の中心に位置し、市正左衛門がその直系子、吉右衛門が傍系子である可能性が最も高いといえる。

したがって、西田氏の場合、親子2代による操業が考えられる他、直傍系子で厳密な区別が存在していたことが認められるのである。いま、彼らの関係を図化すると図2のようになる。

【井上氏の場合】

井上氏では、吉右衛門と吉三郎の2名の瓦師の存在が確認されている。両名ともに花押は持っておらず、ただ、吉右衛門が正宗という緯を持っているにすぎない。活動期間についてみれば、吉三郎が先行する形で活動を行っているが、その活動は、栗太郡の第1画期の段階にあるから、吉三郎は第1画期の瓦師と位置づけることができるだろう。また、吉右衛門の活動期間は吉三郎の跡を継ぐかのような状況を看取できる。加えて、両名ともに「吉」の字を共有することから、両者は親子関係である可能性が最も高く、彼らは1760年代を境に世代交替を行ったものとみられ、井上氏が栗太郡の第1および第2画期を通した瓦師であることが指摘できる。

以上、井上氏は西田氏同様、親子2代にわたる瓦師であり、直系による造瓦組織であったことが考えられるのである。(図3)

【木村氏の場合】

木村氏は、弥七郎、弥助、弥太郎の3名によって構成されているが、花押を弥七郎、弥助が有している以外、弥太郎は何も有していない。木村氏の場合、西田氏と同様、共同の造瓦活動が確認されているが、それに関する銘文は次のとおりである。

高野・六地藏・高念寺例

a. 明和八歳／卯二月吉日／瓦屋小坂村木村弥太郎／瓦師木村弥助(花押)

この銘文は一見すると、前記した西田氏の極楽寺例と同じスタイルの銘文内容であるように受け取られるが、内容を検討すれば、福正寺例の森田氏と小倉田氏との関係を刻んだあの銘文と同じであることが理解できるであろう。したがって、瓦屋を名乗る弥太郎が主で、続く瓦師の弥助が副であることは明らかであり、刻まれた弥助の花押は弥助の製作品であることを示すサインであることは容易に想像がつくであろう。

高念寺以外、木村氏では造瓦の共業が行われていないため、彼ら3名の関係は掴みづらいが、彼らの活動期間および名前から推測するならば、彼らは兄弟関係、若しくは弥太郎、弥助が兄弟で、弥七郎が、両名いずれかの子供であることが想定できる。(図4)

【林氏の場合】

いままで検討してきた瓦師達はいずれも第2画期に位置する者達であったが、これから検討する林氏は第1画期の瓦師に属する。林氏には太右衛門、与右門、吉□□□ら3名の瓦師が存在する。彼らはいずれも花押、緯、別姓は有しておらず、大宝・蜂屋・宇和宮神社例でも明らかなように、彼らの関係はあくまで同列であり、第2画期の瓦師達に広く認められる組織内の序列は全く認められない。また、彼らの特徴は京都の瓦師と共業していることであり、彼らが京都系瓦師と何らかの接点を持っていたことが指摘できる^⑩。

次に林氏の活動期間をみてみると、太右衛門が林氏の活動期間全般にわたって活動を行っている状況が看取できる。また、吉□□□は林氏の初期、与右門は後半期にそれぞれ活動しており、両者の活動時期にずれがある。活動期間のずれが、世代関係に基づくものなのか、現時点では明らかではないが、以上の点から林氏の組織構成を推測するならば、太右衛門が中心的な位置を占め、残る2名は彼の下で活動した瓦師として捉らえることができよう。また、敢えてその関係を考えるならば太右衛門と吉□□□は兄弟、与右門は両者いずれかの子供であることが想定でき、先の木村氏と似た組織構成であることが指摘できる。(図5)

b. 栗太郡の造瓦組織の構造

以上、栗太郡の第1画期の瓦師である林氏、第2画期の瓦師である西田、井上、木村の各氏について組織の検討を行った。その結果、栗太郡の造瓦組織の誕生に当って、1名による開窯と共同による開窯の2種が存在することが看取できた。また、前者は組織の構成において序列が明確であるのに対し、後者は明確さを欠くという特徴を有する。しかし、いずれの場合であっても栗太郡の造瓦組織が、血縁関係に基づくものであることに変わり無く、造瓦の先進地である京都大佛の森田氏の造瓦組織構成とは異なる点を指摘できよう。栗太郡の造瓦組織が血縁を基本とする背景は、経営基盤の脆弱性ならびに、限定された瓦需要から来る経営方式の脱皮を図ることのできなかった地方造瓦の特性があったものとみられる。

こうした組織が、第1画期ならびに第2画期において大きく変化していることはたびたび述べてきたところである。すなわち、第2画期の造瓦集団は、自己の経営基盤の安定を図るため、「仲間」組織を形成するわけだが、次にこの仲間組織の構成がどのようなもので

あったのか、触れてみたい。

まず、第1画期と第2画期において、顕著な相違点は、第2画期の瓦師達が花押、緯、別姓などを多用する点にある。特に西田氏においては他の瓦師には認められない藤原姓を名乗るなど、第2画期の瓦師の中でも特異な位置にあったことが考えられる。

一般に、緯、別姓などは自己の権威付けに用いられることが多い。また、花押についても、花押の有無を瓦師間に認めることができることから、単に花押が製品に対するサインではなく、一種の権威付けに利用されていたことが想像できる。したがって、第2画期の瓦師達が第1画期の瓦師達よりもこれら権威付けの印を多用することは、第2画期の瓦師の特徴である「仲間」組織形成の可能性を一層裏付ける根拠となるのではなかろうか。

この場合、井上氏は緯のみ、また、木村氏は花押のみ、或いは同期の瓦師である酒井、辻両氏が、何も有していないことを考えるならば、これら権威付けの印の所有には何らかの意味が存在すると捉えることができ、組織での位置づけがこれらの印の分有に反映していた可能性は十分あると言えるのではなかろうか。したがって、この仮定に基づけば、西田氏が組織の取り仕切役、木村、井上両氏は組織の運営役、酒井、辻各氏は組織の構成員という位置づけが成り立ち、西田氏を頂点とする組織をそこに読み取ることができる。(図6)

4. 最後 に

地方商工業史は、一部を除き、史料の不足等から全く検討が進められていない分野である。

瓦に記された銘文から地瓦の展開状況等について検

	弥左衛門	市正左衛門	吉右衛門
年代	花・緯・姓	花・緯・姓	
1760	■		
70	■		
80	■	■	
90	■	■	■
1800	■	■	

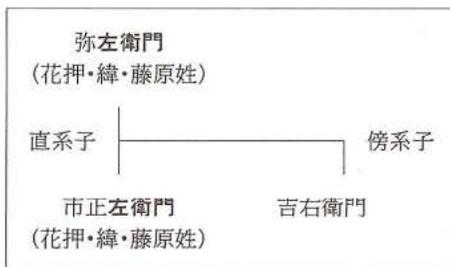


図2 西田氏の状況および組織想定図

	吉三郎	吉右衛門
年代		緯
1740	■	
50		
60	■	■
70		■
80		
90		■
1800		
10		■

図3 井上氏の状況および組織想定図

	弥太郎	弥助	弥七郎
年代		花押	花押
1770	■	■	
80			■
90			■

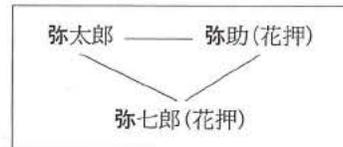


図4 木村氏の状況および組織想定図

年代	太右衛門	吉□□□	与右門
1720	■	■	
30	■		
40	■		■
50	■		

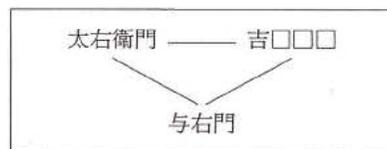


図5 林氏の状況および組織想定図

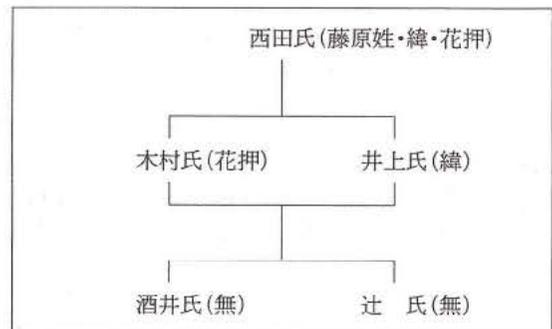


図6 栗太郡第2画期の「仲間」組織推定図

討を加えた本文は、上記の問題を抱える地方商工業史について、如何にすれば検討が行えるかを念頭に行った試論である。しかし、資料の不足から導きだした内容は、多分に不安定要素を含んでおり、無理のあることも否定できない。

しかし、前記のように史料は不足し、また資料が亡失していく現在、今回の試論が、地方商工業史研究のたたき台となればと思う次第である。(小宮 猛幸)

註

- ①「滋賀文化財だより」213、214号 (勸滋賀県文化財保護協会 平成7年「平成6年度草津市文化財年報」草津市教育委員会 1996)
- ②草津市芦浦町昌蔵院鐘樓師棟獅子口瓦に「文政七年

(1836)／中□月／欲賀村／瓦屋□□」の銘瓦が遺存しており、このことから旧野洲郡欲賀村(現守山市欲賀町)に瓦師が居住していたことが判る。

- ③、「滋賀県の近世社寺建築」近世社寺建築緊急調査報告書 昭和61年 滋賀県教育委員会
- ④彦根では、郡外で活動した者に対して、道具の没収等の厳しい罰則を規定していた。「滋賀県の近世社寺建築」
- ⑤近年、井上氏のものと思われる瓦窯が、居住地の中村で発掘調査されている。(栗東町文化体育事業団、近藤氏の教示による)また、第1画期の瓦師である川辺氏も、膳所藩へ差し出した操業願いに、居住地に窯および工房を設ける旨を書き添えている。このことから、栗太郡の定住瓦師達は各居住地に、造瓦の諸施設を設け、活動を行っていたと考えられる。

- ⑦田治・目川・養尊寺例。この場合、林氏が造瓦の主体を為し、京都大佛の藤原義徳が林氏の造瓦を助ける関係となっている。

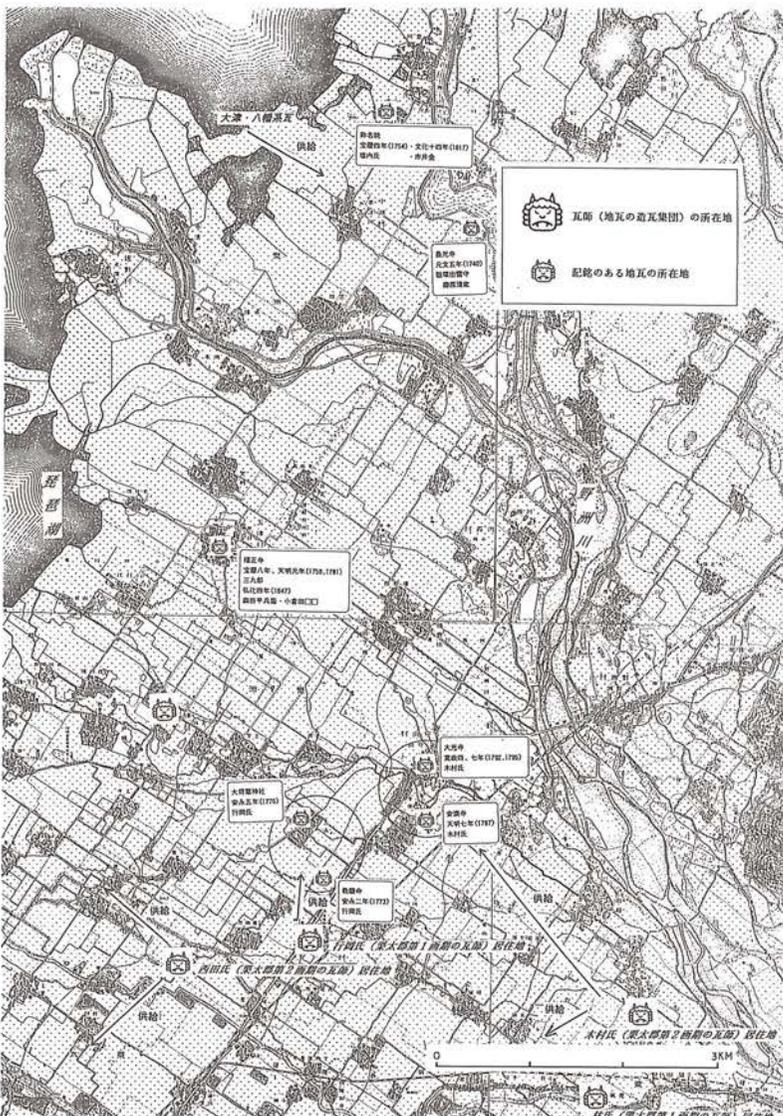


図1 守山市域の近世在銘地瓦の分布図

表1 守山市近世在銘地瓦一覽

地区名	町名	No.	寺社名	年代	形態	銘
守山	二町	35	教願寺	安永 二年(1773)	降棟鬼瓦	【右】繪村瓦師
						【右】同瓦師清八
						【右】瓦師利八郎 同行清八郎 【左】繪村瓦師 利右門佐
						【左】安永二年三月□ 利右門佐
	勝部	36	安樂寺	天明 七年(1787)	降棟鬼瓦	【右】江列栗太郎高野庄 小坂村住木邑弥七郎(花押) 【左】天明丁未霜月吉日 【右】江列栗太郎 瓦師小坂邑住木村弥七郎(花押) 【左】天明七十一吉日
守山		37	大光寺	寛政 七年(1795)	大棟鬼瓦(門)	【右】寛政七乙卯 三月吉日 【左】江列栗太郎高野庄 □小坂村住木村弥七郎(花押) 【右】□瓦小坂村木邑弥七郎(花押) 【左】寛政七卯三月吉日
				寛政 四年(1792)	大棟鬼瓦(鐘樓)	【右】寛政四年壬子 江列栗太郎小坂邑弥七郎(花押) 【右】江列栗太郎 瓦師小坂邑弥七郎(花押) 【左】寛政四□ 壬子閏二月吉日
古高		38	大將軍神社	安永 五年(1776)	大棟鬼瓦(鐘樓)	【左】繪村瓦シ行岡利右衛門 【右】安永五年 □閏正月吉日 【左】江□繪村住人 □□
小浜			称名院	宝曆 四年(1754)	大棟鬼瓦(本堂)	【右】八幡本町 元 御瓦大工 垣内中兵衛 【右】宝曆四 甲戌年 六月吉日 御瓦大工垣内氏
				文化十四年(1817)	大棟鬼瓦(鐘樓)	【右】文化十四年 丁丑 市井金 【左】文化十四年 丁丑 市井金
					降棟鬼瓦(鐘樓)	【右】文化十四年 市井金 【左】文化十四年 市井金
服部			最光寺	元文 五年(1740)	降棟鬼瓦(本堂)	【右】申元文五歳 庚六月吉日 【左】江州志賀郡松本村住 飯塚出雲守 藤原清家
赤野井			赤野井別院 (福正寺)	宝曆 八年(1758)	降棟獅子口瓦 (本堂)	【天】宝曆八戊三月吉々日 寅 江州金勝中村住人 作者 瓦師三九郎
				天明 元年(1781)		【天】蓋本 江列野洲郡 赤野井村 作者 金勝中村住人 □□三九郎 天明元年 丑八月日
				弘化 四年(1847)	降棟獅子口瓦 (本堂)	【天】弘化四年 丁 霜月新調 未 下り棟 皇都大佛住 御用瓦工 森田平兵衛 瓦細工人 小倉田□□(花押)